二　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画に定められた業務のうち、ガスの安定供給の確保のために不可欠な業務に係る取引

三　特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社とで共用する資産（その用途上不可分であるものに限る。）であつて、ガスの安定供給の確保及びガス料金の最大限の抑制のために不可欠であり、かつ、それを共用しないことでガスの安定供給の確保に著しい影響を及ぼすものを用いた業務に係る取引

5　第三項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前項に規定する特定分割取引の内容を証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。　［新設］

一　前項に規定する特定分割取引の内容

二　第三項に規定する特定分割取引収益の金額の総額

三　前号の額の内訳

6　経済産業大臣は、第三項の承認を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。　［新設］

7　経済産業大臣は、第三項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　第五項第一号に掲げる事項が第四項に規定する特定分割取引に該当するものであること。

二　第五項第二号に掲げる事項が第三項の承認を受けようとする者の事業規模に照らして過大でないこと。

三　第五項第二号及び第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること。　［新設］

8　別表第一（ガス事業会計規則及びガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和三年経済産業省令第二十三号）第三条の規定により加えた部分に限る。）及び第三項から前項までの規定は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第１（第２条関係）

収　　益

款	項	備　考
営業雑収益	［略］	［略］
	その他営業雑収益	１　ガスを使用する場合に用いられる設備（附属設備を含む。）の販売、設置、運転又は保守並びにガス漏れ警報器の販売又はリースに係るもの、ガスメーター賃貸料、ガスメーター検査料を含む。 ２　特定分割取引収益は他の収益と区分して整理すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（ガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　ガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後			改　正　前		
附則別表第１（附則第４条関係） 収　益			**附則別表第１**（附則第４条関係） 収　益		
款	項	備　考	款	項	備　考
指定旧供給地点小売供給営業収益	ガス売上	調査決定の完了した金額を計上する。	指定旧供給地点小売供給営業収益	ガス売上	［新設］